

地域医療支援病院運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法第16条の2規定により地域医療支援病院の運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 取手北相馬保健医療センター医師会病院（以下「本院」という）内に地域医療支援病院運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(目的)

第3条 委員会は地域における医療の確保・向上のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために、必要な事項を審議することを目的とする。

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成し、病院長が委嘱し任命する。

- (1) 医療関係団体代表者
- (2) 都道府県・市町村の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 地域住民代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、病院長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、職に任期がある場合は、それぞれの職の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、院長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の開催は、原則として年2回とし、必要に応じて随時開催できるものとする。

(審議事項)

第8条 委員会は、地域医療支援に関する次の事項について審議し、管理者に意見を述べる。

- (1) 紹介患者に対する医療の提供に関すること。
- (2) 共同利用の実施に関すること。
- (3) 救急医療の提供に関すること。
- (4) 地域の医療従事者に対する研修の実施に関すること。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、医療連携室とする。

(その他)

第10条 この規程の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

制 定 平成18年8月1日

一部改定 平成25年12月1日

本規程は、平成25年12月1日から施行する。